

# 飯南シルバー居宅介護支援事業契約書

みえなか農業協同組合の、居宅介護支援サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険に関する法令の趣旨にしたがい、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他便宜の提供を図ります。

## 第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から、要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約満了日の7日以上前までに利用者から書面による解約の申し出がない場合、この契約はさらに6ヶ月間同一の内容で自動的に更新されます。更新後の契約についても、前項の但書きが適用されます。

## 第3条（介護支援専門員）

- 1 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。
- 2 事業者は、介護支援専門員に身分証を常に携帯させ、利用者又は利用者の家族から求められた場合には、これを提示させます。

## 第4条（居宅サービス計画の作成等）

事業者は次に定める事項を介護支援専門員に担当させ、利用者が居宅サービスを適切に利用することができるように、利用者の依頼を受け、利用者の心身の状況、置かれている環境並びに利用者及び利用者の家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行います。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供
- (3) サービスの実施状況の把握及び居宅サービス計画等の評価
- (4) 給付管理
- (5) 介護サービス等に関する相談・説明

## 第5条（居宅サービス計画の変更）

事業者が居宅サービス計画の変更を必要とした場合又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合には、事業者は利用者の意見を尊重するとともに、事業者と利用者の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更することとします。

## 第6条（利用者負担金）

介護保険法に基づく居宅介護支援サービスについては、基本的に利用者負担はありません。ただし、保険料の滞納等の場合は、全額自己負担となる場合があります。また、利用者の住所地が通常のサービス地域外の場合は、交通費が必要となる場合があります。

## 第7条（要介護認定等にかかる申請の援助）

事業者は、利用者の意思を踏まえ、要介護認定の申請に必要な協力を行います。

## 第8条（サービス提供の実施記録等）

- 1 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これを第2条第1項に定める有効期間が満了する日から2年間保管します。
- 2 利用者は、前項の記録を閲覧することができるとともに、その複写物の交付を受けることができます。
- 3 事業者は、この契約の終了に伴い、利用者から申し出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

## 第9条（実施期間）

- 1 事業者は、利用者から要介護認定にかかる申請の代行を依頼された場合は、利用者が申請に必要な資料を提出しない等、申請に必要な協力に応じない等の正当な理由がない限り、申請手続きを代行します。
- 2 事業者は、居宅サービス計画作成に必要な利用者の協力が得られない等の正当な理由がない限り、本契約締結後に居宅サービス計画を作成した上、利用者に提示しなければなりません。
- 3 利用者は、事業者が本条第1項及び第2項の各手続きを行うについては、できるかぎり協力しなければなりません。

## 第10条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対していつでも、この契約の解約の意思表示をすることにより、本契約に基づく居宅介護支援の利用を解除・終了することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- 3 事業者は、利用者又はその家族等が介護支援専門員等に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 事業者は、この契約の終了に伴い利用者が希望する場合には、利用者が指定する事業者等への関係記録の（写し）の引継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

#### 第11条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### 第13条（利用者代理人）

- 1 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

#### 第14条（苦情対応）

- 1 事業者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申立て及び相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応を行います。
- 2 尚、苦情申し立ての制度については、別紙重要事項説明書に記載してあります。

#### 第15条（信義誠実の原則）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法に関する法令その他諸法令の定める所を遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

## 第16条（中立義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、利用者に提供される居宅介護サービス等が特定の種類に偏することのないよう、又は特定の居宅介護サービス事業者等による居宅介護サービス等を利用するよう利用者を誘導し、或いは、事業者に指示すること等により、特定の居宅介護サービス事業者を有利に扱うことのないよう公正中立に行います。

## 第17条（表明保証）

利用者・上記代筆者または事業者は、現在および将来において、次の事項について表明し保証します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という。）ではないこと
- (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
- (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有しないこと
- (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
- (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

## 第18条（本契約の解除）

利用者・上記代筆者または事業者が前条各号に違反する場合、あるいは利用者・上記代筆者または事業者（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該利用者・上記代筆者または事業者の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方は本契約または本契約に付随する契約、その他合意の全部もしくは一部を解除することができます。

- (1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
- (2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

## 第19条（免責）

前条の規定に基づき解除をされた利用者・上記代筆者または事業者に損害が生じたとしても、相手方は損害賠償金、補償金その他名目を問わず、当該利用者・上記代筆者または事業者に対して、なんらの金員も支払う義務を負わないものとします。

## 第20条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法

その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

上記代筆者（代筆者を選定した場合）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(続柄 )

私は、本人の契約意思を確認しました。

事業者

住 所 三重県松阪市豊原町 1043 番地の 1

みえなか農業協同組合  
名 称 代表理事組合長 山本 清巳 印

電 話 0 5 9 8 - 2 8 - 2 1 1 1